

委員会提出議案第 1 号

大規模災害等の緊急事態に迅速かつ適切に対応する包括的な法整備を求める意見書

近い将来に大地震が高い確率で発生すると警鐘を鳴らされている今日の我が国において、災害発生時にあらゆる組織が、人命救助と 2 次災害防止のために、迅速かつ適切な行動をとれる体制を早急に構築することが求められています。

昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、多くの方々の尊い命が失われました。平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災への対応について多くの問題点が指摘されたことを受け、災害発生時における国、地方自治体その他の公的機関の役割や権限が大きく見直されたところですが、東日本大震災への対応で明らかになった課題等を踏まえ、更なる改善の必要性が叫ばれています。

さらに、世界は今、地球温暖化や地殻変動による自然災害をはじめ、原子力発電施設の事故や社会のグローバル化に伴うテロなどによる C B R N（化学、生物、放射性物質及び核）災害、新型の感染症の出現・拡大など、様々な危機に直面するマルチハザード時代に突入しています。

我が国においても、このようなマルチハザードや、近い将来の大震災への対応を視野に、国民の安全に重大な影響を及ぼすような大規模災害等の緊急事態が発生した際に、我が国に暮らす人々の生命、身体又は財産を守るための権限付与と国会による民主的統制を可能とする法律の整備が必要であると考えます。

よって、国においては、大規模災害等の緊急事態への迅速かつ適切な対応を可能にするため、以下の法律を早急に整備するよう強く求めます。

- 1 公的機関の責務の明確化と一層の権限付与、国会による事後統制の仕組み、基本的人権の最大限の尊重等を包含した緊急事態に対応する包括的な法律
- 2 政府の迅速かつ適切な意思決定を担保し、あらゆる組織・団体等に対して危機管理施策を統括的かつ総合的に推進する指揮機関の設置に関する法律

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 3 月 16 日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 輿水 恵一